

奈良県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、平尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年五月十七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	北村 介則	北葛城郡広陵町大字平尾六二六―四
〃	杉本 吉正	〃 一八九
〃	堀川 季延	〃 六八四―二
〃	杉本 國嘉	〃 一三八
〃	村本 佳宜	〃 五六五
〃	堀川 晃司	〃 二二七
〃	平井 直樹	〃 五一四―三
監事	西嶋 隆	〃 二一〇―一
〃	西嶋 健司	〃 二二四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西嶋 隆	北葛城郡広陵町大字平尾二一〇―一
〃	杉本 國嘉	〃 一三八
〃	村本 佳宜	〃 五六五
〃	西嶋 健司	〃 二二四
〃	平井 直樹	〃 五一四―三
〃	河田 眞男	〃 五〇六―二
〃	竹村 全視	〃 六一一―一
監事	堀川 晃司	〃 二二七
〃	杉本 利幸	〃 七二二―五